

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 11 月 22 日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700248号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700184号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

昭和38年4月1日からA社に勤務したが、同社は住宅街の中に所在していたため、環境問題が生じ閉鎖を余儀なくされたことから、昭和43年6月1日からA社の親会社であるB社に異動となり、平成11年8月31日まで継続して勤務した。一日も空けることなく異動したのに請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、同僚の給与明細書及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(A社から関連会社であるB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者に係る雇用保険の加入記録によりA社からB社への異動は昭和43年6月1日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における事業所別被保険者名簿により確認できる昭和43年4月の記録から、3万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も亡くなっているため、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について事業主に確認する

ことができないが、当該期間について、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を昭和 43 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 5 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700237号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700024号

第1 結論

昭和56年4月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和58年3月まで

私が大学生だった昭和56年4月頃、母がA町役場で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。また、請求期間に係る国民年金保険料も、母が納付してくれたと思うが、納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母がA町役場で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料も納付してくれたと思うと主張している。

しかしながら、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により調査し、A町に係る国民年金被保険者台帳管理簿についても確認したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者は、年金手帳を所持したことはないと陳述していることから、請求者の国民年金加入手続は行われておらず、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

なお、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる母は、高齢のため当時の事情を聴取すること及び文書照会が困難である上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。